

会 議 録

会議の名称	指定管理者選定委員会（第3回）	
事務局	企画財政部 企画課 企画調整係	
開催日時	平成18年2月23日（木）午前9時57分～11時36分	
開催場所	小金井市役所第1会議室	
出席者	委員	委員長 稲 正樹 委員 副委員長 石井 忠史 委員 委員 小沼 正博 委員 長谷 匡二 委員 横尾 和儀 委員 欠席委員 0人
	指定管理者 応募団体	社会福祉法人まりも会 1人 社団法人小金井市シルバー人材センター 3人
	担当課	障害福祉課長 中谷 行男 障害福祉係長 末平 恵智子 防災交通課長 高橋 昭男
	事務局	企画課長 伊藤 茂男 企画課長補佐兼企画調整係長 川合 修 企画課主査 三浦 真 企画課主事 高橋 弘樹
傍聴の可否	可 一部不可	(不可)
会議次第	1 開会 2 平成17年度諮問第4号 小金井市障害者福祉センターの指定管理者候補者の選定について 3 平成17年度諮問第5号 武蔵小金井南第1自転車駐車場外18施設の指定管理者候補者の選定について 4 次回の日程 5 閉会	
会議結果	別紙会議録のとおり	

第3回小金井市指定管理者選定委員会

日 時 平成18年2月23日(木) 午前9時57分～11時36分

場 所 小金井市役所第一会議室(本庁舎3階)

出席委員 5人

委員長 稲 正 樹 委員

副委員長 石 井 忠 史 委員

小 沼 正 博 委員 長 谷 匡 二 委員

横 尾 和 儀 委員

欠席委員 0人

指定管理者候補者団体

社会福祉法人まりも会 1人

社団法人小金井市シルバー人材センター 3人

担当課職員

障害福祉課長 中 谷 行 男

障害福祉係長 末 平 恵智子

防災交通課長 高 橋 昭 男

事務局職員

企画課長 伊 藤 茂 男

企画課長補佐兼企画調整係長 川 合 修

企画課主査 三 浦 真

企画課主事 高 橋 弘 樹

(午前9時57分開会)

◎ 委員長 本日は、2件の指定管理者候補者の選定に係る議題を扱う予定となっております。

前回同様、施設の概要と事業計画書等につきましてのご説明をお聞きするという事で、関係者に出席をお願いしております。

本日の審議の進め方も前回同様に行うことといたしたいと思っております。

最初に、審議の前ではございますけれども、委員のほうから、お手元に昨年2005年ですか、3月12日付の朝日新聞が資料として提出されております。

委員のほうで何かご説明、ございますでしょうか。

◎委員 特にごいませんが、釈迦に説法でかえって恐縮であります。この中にある会社については、一応資料を委員長に差し上げております。

以上であります。

◎委員長 ありがとうございます。

ただいま委員のご発言のとおり、本件は資料提供ということで扱わせていただきまして、参考にさせていただきたいと思っております。

それでは、市長から本日の審議に当たりまして、諮問書が提出されておりますので、諮問をお願いいたします。

◎伊藤企画課長 諮問書。小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条の規定に基づき、別添資料のとおり下記の事項を諮問します。

記

1 平成17年度 諮問第4号

小金井市障害者福祉センターの指定管理者候補者の選定について

2 平成17年度 諮問第5号

武蔵小金井南第1自転車駐車場外18施設の指定管理者候補者の選定について

小金井市指定管理者選定委員会委員長 稲正樹様。小金井市長 稲葉孝彦。

よろしくをお願いいたします。

◎委員長 ありがとうございます。

ただいま市長から、公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条第1項の規定による諮問がございました。

初めに、平成17年度の諮問第4号、小金井市障害者福祉センターの指定管理者候補者の選定についてを議題といたします。本件につきまして、説明のため担当課から中谷障害福祉課長、末平障害福祉係長、そして指定管理者候補者として、社会福祉法人まりも会から、障害者福祉センター所長の村岡さんにご出席をいただいております。

それでは、初めに施設の概要等の説明をお願いいたします。

◎中谷障害福祉課長 おはようございます。障害福祉課長の中谷と申します。よろしく申し上げます。

それでは、事業等の概要につきまして、簡単に私から説明をさせていただきます。

本日もご配付いたしました小金井市障害者福祉センターの指定管理候補者の選定について（概要）という資料と、それからもう一枚が、小金井市障害者福祉センターのパンフレットをお手元にご配付させていただきました。こちらを用いながら、簡単ですが説明をさせていただきます。

まず、管理を行わせる公の施設の名称及び位置でございます。名称につきましては、小金井市障害者福祉センター、所在地ですが、小金井市緑町四丁目17番10号でございます。

センターの開設年月日ですが、平成5年10月1日からとなっております。ちなみに、開設した当初から運営につきましては、まりも会にお願いをしているような状況でございます。

敷地面積ですが、2,161.01平方メートル、建物面積1,484.23平方メートル、建物につきましては、2階建てのコンクリートでできた建物でございます。1階は843.79平方メートル、2階が640.44平方メートル。

続きまして、指定管理に係る業務の範囲につきましては、1番から9番ということで、こちらのセンターは、障害者の方については、主たる対象者を身体障害がある方ということで行っております。ただ、市内の限られた社会福祉の施設でございますので、対象者につきましては、相互利用という形で知的障害のある方々にもご利用いただいているような施設となっております。

それから、6番ですが、事業別利用実績のとおりということで、また細かく説明したいと思います。8番になりますが、こちらの指定管理をお願いするまりも会のご案内になりますが、指定管理者の名称及び主たる事業所の所在地でございますが、名称は、社会福祉法人まりも会、所在地につきましては、東京都小平市上水南町四丁目7番45号となっております。

まりも会の概要についてですが、設立は昭和37年10月23日でございます。基本財産は19億842万9,062円となっております。

従業員の数でございますが、理事が7名、幹事が2名、職員171名となっております。

こちらの法人の設立目的でございますが、多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫をして、利用者がそれぞれの尊厳を保ちながら、自立した生活を地域社会において営むことができるように援助、支援を行うことを目的として社会福祉事業を多々行っているところでございます。

事業実績ですが、第一種社会福祉事業、こちらについては、社会福祉事業のうち、公共性の特に高い事業で、援護を要する人を収容して生活の大部分を営ませるなど、個人の人格の尊重に重大な関係を持つ社会福祉事業を言っておりますが、第一種社会福祉事業として、今回(カ)としてございますが、身体障害者授産施設、こちら通所のサービスとなっておりますが、今回こちらのほうでお諮りをお願いしています小金井市障害者福祉センターの受託事業もお願いしているところでございます。

それから、第二種社会福祉事業とございますが、こちらは第一種社会福祉事業以外の社会福祉事業で、専ら社会福祉の増進に貢献する事業ということで規定をされているところでございます。こちら(ウ)となりますが、今回の身体障害者のデイサービス事業の受託ということでもお願いしているところであります。

そのほかに、社会福祉法第26条につきましては、公益事業及び収益事業ということで、アとイと掲げておりますが、こちらのほうの経営もなさっております。今回、指定管理者の業務ということで携わっていただく職員ですが、管理者1名、事務員2名、支援員が14名、相談員2名、看護師1名、栄養士1名、調理員2名、運転手1名、介護人3名、添乗員2名、食事

介助員6名、療法士3名、医師が3名となっております、指定の期間ですが、18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間ということでお願いをしたいと思います。

続きまして、見開いていただいた4ページになりますが、障害者福祉センター事業別利用実績でございます。こちらについては、今、第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業ということで説明しましたが、その細かな事業名と、それぞれ利用日数、利用人数の月別の集計表となっております。

あとの資料につきましては、収支計算書でございますが、事業別ということで、障害者福祉センター事業のほうと、それから9ページになりますが、小金井市身体障害者通所授産施設としての、それぞれの事業活動の収支計算書をおつけしてございます。細かい数値については、大変恐縮ですがごらんいただきたいと思っております。

こちらのセンターにつきましては、利用者の方々、それから保護者の方々、市と事業者、まりも会と、利用者の皆さんと、定期的にサービスの利用についての意見交換を行い、改善すべきところは改善するというので、日々事業を見直しまして、利用者の皆さんの満足度を調査しながら運営をしているところであります。

私のほうからは、簡単ですが、事業概要等の説明ということで終了させていただきます。ありがとうございました。

◎委員長 ありがとうございました。施設の概要につきまして、説明が終わりました。

次に、提出されております事業計画書等につきまして、補足する説明があればお願いいたします。

◎中谷障害福祉課長 特に。

◎委員長 よろしいですか。

ありがとうございました。それでは、ただいまの概要の説明、また提出されております事業計画書等につきまして、各委員から質疑を受けていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

◎委員 このセンターの設立というか、事業の根拠法規というのは、どういう法律でしたか。ちょっとよくわからないんですけど。

◎中谷障害福祉課長 身体障害者福祉法に基づいた施設ということで運営をお願いしているところであります。

◎委員 わかりました。センターの管理運営に、新しくまりも会が、今度指定管理者になれるわけですが、その場合に、従来と、収支関係においては、たしかあまり変わらない。評価機関からの評価結果の報告書、資料3にありまして、ほとんどが評価AもしくはAプラスであると。それからBが少しあるようでありました。これは事業の評価としてはかなりいいほうですか。

◎中谷障害福祉課長 第三者評価についてでございますが、こちらについては2回目、2年目の事業評価ということで実施をしているところなんです、委員のおっしゃるとおりで、Aと

というのは一般的にいいということで、Bについても、本来目指すべきところはオールAでやっていくのが目標ということで、こちらについても、今Bが幾つかあるんですけども、その辺については改善してやっていくということで、先だってもそういった形で調整をさせていただいているところがございます、評価については一般的にはよろしいというような評価で考えていただいて結構かと思えます。

◎ 委員 わかりました。

◎ 委員 単純な質問なんですけれども、基本財産、19億842万円ですか、この主なものは何なんでしょう、内容は。土地、建物ですか。

◎村岡まりも会障害者福祉センター所長 障害者福祉センターの村岡ですが、この基本財産の考え方については、掲載されているものについては、法務局に毎年、純資産も含めて提出する内容なんです。ここで言う基本金というのは、社会福祉法人の独特の考え方がありまして、基本金も含めた内容になっております。当所の建物、土地、それも基本財産の中に入っています。

◎ 委員 いろんなそういう基本的なものが、貸借対照表の純資産というわけですね。

◎村岡まりも会障害者福祉センター所長 そうですね。

◎ 委員 それから、4ページなんですけれども、利用実績ですよ。これは単年度しか出ていませんけれども、17年3月までですか。16年3月はどうだったんでしょうか、利用者はこれより多かったんでしょうか。合計が延べ7万2,670人となっていますけど。

◎中谷障害福祉課長 申しわけございません。お手元の資料、17年3月末ということでお示しをさせていただいております。16年度につきましても、利用者はそれぞれ定員がございまして、定員ぴったりでやっているんですけども、ただ、利用者の方々の身体のご事情とか、精神的な関係で通所できたりできなかったりとあるんですけども、実績についてはほぼ同程度の数値ということでご説明させていただきます。

◎ 委員 あまり大きな増減はないということですか。

◎中谷障害福祉課長 あまり大きな変化はないです。

◎村岡まりも会障害者福祉センター所長 補足説明ということで。

◎ 委員長 お願いします。

◎村岡まりも会障害者福祉センター所長 障害者福祉センターの場合、64歳未満の方を基本的には対象にしているんですが、機能訓練も利用される方は、65歳以上の方もかなり以前から利用されております。ですから、できる限り65歳以上の方については、介護保険施設が利用できればそちらのほうに移行のお願いをしている。16年度以降、できるだけそういう努力をしているところです。ですから、17年度と16年度というのはあまり変わらないです。16年度の場合については若干減っている傾向もあるという。

◎ 委員 それともう一件。5ページの事業活動収支計算書ですよ。これは障害者福祉センター事業活動収支計算書で、開設が平成5年10月1日ですか、ここからずっと始まっている

るんですね、この収支計算は、毎年行われているわけですね。ずっと見ていきますと、まず一つは、介護関係の収入がないというのは、介護は行っていないということですか。

◎村岡まりも会障害者福祉センター所長 そうです。

◎委員 それから、ずっとめくっていきますと、8ページの一番最後の次期繰越活動収支差額と書いてあるんですけれども、これは平成5年当初からの累積額ですか。

◎末平障害福祉課障害福祉係長 単年度でございます。

◎委員 単年度だけの。累積額は出ていないんですね。

◎末平障害福祉課障害福祉係長 累積額につきましては、こちらの申請書に本部会計の分として過去の実績等をつけてございまして、そちらのほうには、積立金として累積額は載せてございます。

◎委員 こっちを見ていなかったものですから、申しわけございません。

以上です。

◎委員 次期繰越収支差額については、積立金を含めて着実に少しずつ増えているようですけれども、過去の事業報告を見ると。ただ、事業計画の今回の指定管理業務に関する部分ですけれども、その事業計画の中で予備費というものが全く計上されていないんですけれども、その辺の考えをお聞かせいただければと。

◎中谷障害福祉課長 今ご指摘の積立金の関係ですけれども、社会福祉法人の運営の基準と申しますか、東京都の指導もございまして、一定積立金を所持するという形で運営をお願いしているんですけれども、予備費については、例えば緊急修繕ですとか、給食等の事業も行っておりますので、そういった機器類の不具合等が発生した場合については、そちらの積立金について、市と協議の上、取り崩して対応するというふうな考え方になっていまして、予備費という計上の仕方はしていない形になっております。

◎委員 このセンターの事業が3つありまして、身体障害者福祉センター部分と、障害者地域自立生活支援センター部分、それから身体障害者通所授産施設部門、この3つがあるわけですね。事業開始の年度は若干ずれがあるようですけれども、その点、わかりますか。

それから、資料をいただいて、前の資料の2ページ目の管理運営方法の中に、運営協議会として学識経験者とかいろいろな方々の意見を聞きながら運営、協議を行うということがありまして、そのほかに苦情や何かを受けとめるための第三者委員制度というのがあるという表現があります。この運営協議会の運営は十分効果があるようになっているんでしょうか。

◎中谷障害福祉課長 ご指摘の運営協議会でございますが、こちらについては年3回開催をさせていただいております、2ページに書いてございます、こちらのほうにつきましては、運営協議会は障害者6団体の代表、それから医師会の医師、学識経験者で大学の先生ですが、あとは地元でお世話になっております町会、ボランティア団体、民生委員、児童委員、それから行政代表とセンターの利用者代表ということで、あと家族会の代表ということで構成をしております。こちらについては、それぞれの事業報告、それからその時々課題になっていること

を話し合っておりますが、先だって開催をされました運営協議会におきましては、一つの例ですが、インフルエンザがはやっているということで、施設内に温度計、湿度計を各部屋ごとに全部設置をしたらどうかとか、それについてはこういうふうに対応しています、加湿器についても健康状態にあわせて対応していったらどうかというような意見等がありまして、それについてはセンターのほうで、可能な限りすぐに対応していくという形で、利用者の声を聞きながら運営に努めているということで、この運営協議会については効率的に行われていると理解をしているところであります。

以上です。

◎ 委員 8ページ目に、当該管理運営業務に関する収支計算というのがありますが、この新しい指定管理者制度の発足に当たって、コストの減とか、あるいはサービスの向上というようなことがうたい文句にあるわけですけれども、一般の企業の場合は、収支計算は非常に厳密に3年間ぐらいにわたって計算をつくって、経営の検討をするということが一般であります。8ページの収支計算は極めて簡単なんですけれども、これは内容的には検討の余地がありませんけれども、ここら辺は的確にお願いしたいと。

それで、指定管理者制度になる場合は、当然企業努力やなんかもあって、収益を上げることは一向に差し支えないはずなんで、そこら辺は、まりも会におかれても十分合理的な運営を心がけ、それなりの収支を改善していくような運営努力というか、経営努力が当然なされると思うんですが、そこら辺をよろしくお願いしたいですね。

以上です。

◎ 委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

それでは、以上で障害者福祉センターに係る関係者からの説明、質疑を終了いたしたいと思っております。

それでは、関係者の皆さんは退席いたします。本日は大変ありがとうございました。

(関係者退席)

◎ 委員長 これから小金井市障害福祉センターの指定管理者候補者として事業計画書を提出されております社会福祉法人まりも会を選定することについて、当委員会として審議を行いたいと思っております。

何でも結構ですので、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。なお、当委員会のまとめ方としては、公募によらない指定管理者の選定について、委員会として何か意見があればその意見をつけて市長に答申することとなります。

よろしくお願いいたします。

◎ 委員 すごく素朴な疑問なんですけれども、市の方にお聞きしたいんですけれども、小金井市の施設を小平市の社会福祉法人に委託するようになった経緯というのが、もし何かあれば、素朴なことですけど、お聞きしたい。

◎ 川合企画課長補佐 当時、私、福祉の関係にいたんですが、障害者センターをつくっても、

受けてくれる社会福祉法人が探してもいなかったんですね。いろいろなところをお願いして、やっと見つかったのが今のところだったんですね。市内の中にも桜町、聖ヨハネ会とか、あそこも障害者の施設を持っているんですね。ですけれども、通所でやっていく事業を広げられるような状況でなかったりだとかということで、担当のほうから断られたりとかということで、あそこしか実際受けてくれるところがなかったというのが実情です。

◎ 委員 ありがとうございます。

◎ 委員 私もちよっと素朴な、さっきの関連した質問なんですけれども、今回、市でここは指定管理者でいいよと指定するのは、まりも会と、障害者福祉センターと、福祉センターを管理者として指定するわけなんですね、まりも会を指定するわけですか。単純ですみません。この関係が、ちよっと。

◎ 伊藤企画課長 指定管理者につきましては、法人その他の団体ということですので、今回の場合は、まりも会が指定管理者になるということになります。その指定管理者が管理を行う施設が障害者福祉センターと。障害者福祉センターの指定管理者はまりも会ということになります。法人その他の団体という。

◎ 委員 そうすると、例えば収支決算とか、今後の見通し、事業計画というのは、むしろまりも会がどうなるかということを審議しないとまずいんでしょうね、多分。

◎ 伊藤企画課長 最終的にはそうなるかと思うんですけれども、まりも会も先ほど出ましたけれども、東久留米とか、清瀬にあります東京都清瀬療護園とか、いろいろなところをやっておりますので、法人の会計自体がそれぞれの施設ごとの収支計算と、あと全体の収支の報告書というんですか、そういう形にはなっていると思うんですけれども、今回出ているものの中にそれが出ているのかもしれないんですけれども。ですから、委員が言われたように、全部出していただいて、それぞれの収支を全部チェックするのが本来かもしれませんが、ひとまずお出ししてあるものは、指定管理を行う施設の分だけになっているかとは思いますが。

◎ 委員長 そういうご説明ですけれども。

◎ 委員 何となくわかったような。

◎ 伊藤企画課長 前回の桜町につきましても、桜町の本体のほうですと、高齢者在宅サービスセンターの部分との収支が別々になっていたと思うんです。ただ、法人全体の会計の相当厚い決算書自体は市のほうに届いているんですけれども、資料としてはお配りできていない状況であります。

◎ 委員 それで、今回は本体の管理費の配付といいますか、そういうのがどうなっているのかなと思ったんですけれども、今回も配付されているんだと思いますけれども。何となくすっきりしないという感じはあるんですけれども。

◎ 伊藤企画課長 何しろ今回初めてのものでございますので、仮に、これから先ですけれども、それぞれの事業別に収支を出していただくとともに、法人全体の収支がわかるようなものを、委員会のほうに資料としては出すようにいたしたいと思っております。

◎ 委員長 ほかにご意見、いかがでしょうか。

それでは、今回も公募ではありませんけれども、引き続きという形になっておりますけれども、特に当委員会といたしましては、何か意見を付記する必要はございますか。よろしいでしょうか。

◎ 委員 前回と同じことなんですけれども、まりも会は昭和37年設立ですよ。非常にキャリアがあるというか、経験豊富であるということですね。マンネリ化になっては困るというか、ならないように、やはりサービス向上とコスト削減といますか、そういうことに一層努力をしていただきたいという、そういう意見をつけてもよろしいかなと思います。

◎ 委員長 ありがとうございます。

委員のほうから、そういうご意見をちょうだいしましたけれども、よろしいでしょうか。

◎ 委員 賛成です。

◎ 委員長 ご賛成いただけるということで。

それでは、ちょっと文言を整理いたしまして、指定管理者選定委員会としましては、市長から諮問のありました小金井市障害者福祉センターの指定管理者候補者の選定につきましては、1、社会福祉法人まりも会に対しましては、今後ともなお一層利用者に対するサービスの向上及び運営に関するコストの削減の努力をお願いするという意見をつけて、ほかは諮問のとおり認めるという答申をすることといたしたいと思っておりますけれども、そういうことでご異議ございませんでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。それでは、ご異議なしということで承ります。したがって、本件については、ただいま申し上げましたとおり答申することを決定いたしました。ありがとうございます。

(関係者入室)

◎ 委員長 次に、平成17年度諮問第5号、武蔵小金井南第1自転車駐車場外18施設の指定管理者候補者の選定についてを議題といたします。本件について、説明のため担当課から高橋防災交通課長、指定管理者候補者として、社団法人小金井市シルバー人材センターから、常務理事の藤田さん、担当理事の布施さん及び担当職員の片村さんにご出席をいただいております。

初めに施設の概要等の説明をお願いいたします。

◎ 高橋防災交通課長 それでは、武蔵小金井南第1自転車駐車場外18施設の指定管理者候補者の選定についてということで、概要を説明させていただきます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設としまして、以下1から19にありますとおり、武蔵小金井南第1自転車駐車場、これは小金井市本町六丁目9番の35号でございます、ほか18施設ということになります。内容はごらんのとおりでございます。

指定管理にかかわる業務の範囲でございます。自転車駐車場の運営に関する業務、それから自転車駐車場の使用の承認に関する業務、自転車駐車場の施設及び附帯設備の維持管理に関す

る業務、それから4番、ほかという形になってございます。

自転車駐車場の使用実績につきましては、3枚目でございます別紙、自転車駐車場使用実績状況、これは平成15年度、16年度の決算でございますが、そのとおりの内容でございます、詳細につきましては省略させていただきたいと思っております。

4番目としまして、指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地でございます。名称は、社団法人小金井市シルバー人材センターで、所在地が、小金井市貫井北町一丁目8番21号でございます。

社団法人小金井市シルバー人材センターの概要でございます、次のページに1番から3番という形で書いてございます。設立が昭和55年12月1日ということで、従業員数は、理事が20人、幹事が2人、会員が現在1,161人、職員が9人という形になってございます。

設立の目的は、そこに書いてございますように、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づきまして、国、東京都、小金井市からの支援を受けて運営されているという公益法人、社団法人でございます。企業や家庭、公共団体などからさまざまな仕事を引き受けて、地域の経験豊かな高齢者の方々に仕事を提供するという形をとってございまして、働くことを通じて高齢者の生きがいと健康づくりを進める活力ある地域、社会、福祉に貢献することを目的としている団体でございます。

事業実績としまして、この指定管理者を指定する予定でございます駐輪場の管理業務ほか、広報配布事業とか、家事援助事業ほか、ここに書いてございます多種多様な行政に関する事業等を事業実績として行っております。

この自転車駐車場の施設の管理を行わせる公の施設の指定の期間としましては、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間ということでございます。

以上、簡単でございますが、概略を説明させていただきました。

◎ **委員長** 施設の概要につきまして、説明が終わりました。

次に、提出されております事業計画書等につきまして、補足する説明があればお願いいたします。

◎ **高橋防災交通課長** 事業計画書につきまして、指定申請書をお出ししてございます。シルバーさんのほうから何かございますでしょうか。

◎ **藤田小金井市シルバー人材センター常務理事** 常務理事のフジタでございます。よろしく。

指定申請書に事業計画書を出させていただいております。管理運営方法等につきましては、当センターは小金井市の有料自転車駐車場条例に基づきまして、18施設を今受託をしております。その中で、今後とも指定管理者に指定していただければ、接遇、それからお客様に対するサービス等の向上を今以上にやっていきたいと、このように考えております。ぜひそういうことでよろしくお願いをしたいと思っております。

◎ **委員長** 大変ありがとうございました。それでは、これからただいまの概要説明、また提出されております事業計画書等につきまして、各委員から質疑を受けていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

◎委員 1点。この事業の内容で、駐輪場管理と、7番目に自転車保管所管理、これは内容とか、分けた理由というのはどういう理由からでしょうか。

◎高橋防災交通課長 いわゆる駐輪場と書いてありますのは、有料自転車駐車場のことでございまして、おおむね駅周辺、武蔵小金井駅、東小金井駅、それから新小金井駅、駅周辺大体半径300メートルの範囲を、いわゆる放置自転車禁止区域としてございます。その範囲内に、放置自転車を禁止するかわりに、当然自転車駐車を設置して、そこにとめていただくということで、その範囲は有料自転車駐車場として、シルバーさんのほうに現在管理をお願いしています。それが1番の駐輪場の管理業務でございます。

それから、7番の自転車保管所というのは、300メートル以上外れた区域で、一定の場所を確保できているところにつきましては、無料の自転車置き場として確保してございます。その管理といいますのは、結局ほとんど無料ですから、清掃、整理整頓、その程度の管理ということをお願いしてございます。

◎藤田小金井市シルバー人材センター常務理事 私のほうからちょっと補足させていただきます。

7番目の自転車保管所……。

◎高橋防災交通課長 保管所ですね、すみません、勘違いしました。

◎藤田小金井市シルバー人材センター常務理事 保管所管理事業につきましては、今、防災担当課長にお話しいただきました自転車の……。

◎高橋防災交通課長 申しわけございません。私、てっきり自転車置き場と間違えました。前言訂正させていただきます。説明をさせていただきます。

保管所につきましては、有料自転車駐車を設置している半径300メートル以内の放置自転車禁止区域内に放置されている自転車を毎日のように撤去してございます。その撤去した自転車を保管する場所が自転車保管所でございます。これは東京学芸大学のちょっと西の、中央大学附属高校の北側にございまして、そこを自転車保管所としまして、そこに撤去した自転車を保管してございまして、撤去された方々に通知と、それから通知しなくても自主的にとりに来られる方に対して自転車をお返しするという手続をとってございます。その管理をシルバーさんのほうをお願いしているわけです。その際には、当然撤去料としまして一定の金額をいただいておりますので、そういう関係についてもお願いをしているということでございます。それが自転車保管所の管理事業ということでございます。大変失礼しました。

◎委員 管理を手伝うということですね。

◎高橋防災交通課長 保管所の管理と……。

◎委員 財産というか、支出の収支がありますよね。それも別。

◎高橋防災交通課長 それは市のほうで受けています。こちらには委託料としてお支払いしてございます。

◎ 委員 わかりました。

◎ 委員長 よろしいですか。

◎ 高橋防災交通課長 申しわけございませんでした。

◎ 委員 申しわけございませんが、分厚いほうの4ページですね。構内管理運營業務に関する収支予算書と書いてあるんですがね。これを見ますと、総括表で、年で1年目、それから18年度と書いてあるんですが、まず18年度というのは、事業年度のいつからいつまでのことなんですか。

◎ 藤田小金井市シルバー人材センター常務理事 4月1日から19年3月31日までですね。

◎ 委員 平成何年。

◎ 藤田小金井市シルバー人材センター常務理事 平成18年4月1日から。

◎ 委員 18年4月1日から。

◎ 藤田小金井市シルバー人材センター常務理事 19年3月31日までが平成18年度です。

◎ 委員 そして、これについての実績というのはいないんですか。1年目と書いてあるから、初めて。

◎ 藤田小金井市シルバー人材センター常務理事 初年度ですから、実績はございません。

◎ 高橋防災交通課長 指定管理者としてのということですね。

◎ 委員 指定管理者として新規にということで、過去の実績は個々には出さなかったということですか。今までは市の委託だったんですか。

◎ 高橋防災交通課長 管理運営につきましては、市の委託事業です。

◎ 委員 委託についての、こういう収支決算書はなかったんですか。

◎ 高橋防災交通課長 委託についての収支決算書と申しますと、そういう意味では委託料の算定根拠等はございますけれども、実際に委託料の内容としまして、人件費等、その内容につきましてはありますけれども、指定管理者としてはことし初めてですので。自転車駐車場管理が委託料としまして、例えば平成16年度は約1億4,000万程度ございます。

◎ 委員 過去の実績がわからないと、今後の予算も正しいものかどうか、それから過去の経営状況がどうかというのがわからないということですね。

◎ 藤田小金井市シルバー人材センター常務理事 過去の当センターの事業実績等につきましては、資料で平成14年度からの収支決算書等はお出しをしておりますけれども。

◎ 委員 ですから、指定管理者としてのこの書式には……。

◎ 稲委員長 こちらのようですけれども、過去分につきましては、どのあたりにございますか。

◎ 藤田小金井市シルバー人材センター常務理事 経営状態ですか。各年度ごとに作成してございますので。

◎ 委員 28ページですか。

◎ 藤田小金井市シルバー人材センター常務理事 平成17年4月1日現在の要覧をごらんになっているのであれば31ページ。30ページの一番上に、アとして市駐輪場管理ということで、

当センターの実績としては出てございます。配分金は1億3,073万4,360円、材料費が194万9,306円というふうになりまして、事務費を合わせた合計が1億4,273万2,031円ということで出してございます。

◎ 委員 これが実績ですか。

◎ 藤田小金井市シルバー人材センター常務理事 駐輪場の管理の実績はこういうことでございます。

◎ 委員 わかりました。

◎ 委員 同じページの予算書なんですけれども、収入のところが、コメント一切なしで9,600万と出ている、これは全部受託収入なのか、それとも駐輪場の使用料等はどうなっているのかなというところと、次のページで、人件費と事務費のところ、別紙1となっているんですけれども、探し方が悪いのか、ちょっと見つからないんですけれども、どのあたりにあるのか教えていただきたいんですけれども。

◎ 委員長 よろしく願いいたします。

◎ 小金井市シルバー人材センター片村職員 私のほうからお答えいたします。

まず、総括表の収入の9,676万1,000円ですけれども、これは18年度の見積額を一応ここに入れてあります。それは、今見ていただいている収入支出の予算書、3枚目を見ていただきますと、平成18年度の自転車駐車場管理業務見積額という形で出ておりまして、この合計欄の金額の9,676万1,766円という形になります。それと、別紙の1というのが、今お話ししましたところからの表になります。

◎ 藤田小金井市シルバー人材センター常務理事 8,300万というのは、別紙1のちょうど真ん中あたりに配分金合計というのがございますね。その8,310万1,001円が、そちらに出てきます別紙1の表の人件費のところの8,310万1,000円、こういうふうになってございます。同じ表の事務費の合計額539万3,941円を、そちらのほうに持ってきてございます。

◎ 委員 ちょっと末梢的な質問であれなんですけど、知っておきたいと思ったんですけれども、事業をいろいろやっておりますよね。ここで駐輪場を管理する人件費というのは何か決まっているんですか、人によってといたしますか、ほかの事業と同じではないですよね。その人というのは固定されているんですか、ずっと。

◎ 藤田小金井市シルバー人材センター常務理事 時給860円ということをやっている、おのおの駐輪場に配置している人間のトータルでやっています、当センターは雇用ではありませんので、その駐輪場にいれば、うちの就業提供に関する基準というのがございまして、最大限5年間、そこに就業できるとなっておりますので、だから、人目的には途中でやめる方もいらっしゃるし、そういう面で言うと、総数は変わりませんが、例えばAという方で5年やる方もいらっしゃるし、Bという方は3年でおやめになる方もいらっしゃるということで、固定している人間がずっとここに5年間いるということではございません。入れ

かえはあります。

◎ 委員 違う事業に翌日行くというようなこともあるわけですね。

◎ 藤田小金井市シルバー人材センター常務理事 そういう方も当然いらっしゃいます。

◎ 委員 そうすると、人件費も変わってくるということなんですね。

◎ 藤田小金井市シルバー人材センター常務理事 だから、時給の単価は変わりませんので、総数でやっておりますから。

◎ 委員 それから、駐輪場がこれだけたくさんありますと、きょうはAという駐輪場だけど、あしたはBという駐輪場にとということもあり得るわけですか。

◎ 藤田小金井市シルバー人材センター常務理事 現在は固定した、例えば、今18駐輪場ございますけれども、ここにあります一番上の第1駐輪場に就業している人間は、その駐輪場に就業して、ほかの駐輪場に行くということはございません、現時点では。

◎ 委員 わかりました。

◎ 委員 一般論ですけれども、だんだん団塊世代というものが増えてくるということで、当然、社会参加の中でシルバーにも有能な人材がどんどん入ってくるということで、発足してから大体26年たっていますけれども、事業収入が16年によると5億円ということになっております。そういうことで、特に小金井市の場合は、いわゆる公的な事業の内容と民間的な事業の内容が62対38、これは都の平均が49対51に比べて、いわゆる公的な事業への参加が多いということ、これは小金井市の一つの特徴じゃないかと思っておりますが、そういう点において、指定管理者への、このセンターの参加ということが今後とも増えてくるんじゃないかと思ひまして、今後とも経営努力ということをよろしくお願ひしたい、これが第1点であります。

次に、全事業収入の中で、この駐輪場の収入が、たしか2億4,400万、正確な数字かどうか、私、とらえ方が間違っているとあれであります、48.8%の駐輪場収入というのはかなり重大な事業なんですね。そこら辺で、市民へのサービスという点で、今後ともご努力願ひたいということ。それで、市との契約金の中では、駐輪場に対する支出がかなり多いですね。おそらく77%ぐらいになるんじゃないかと思ひますが。そういう点において、大事なことは、駐輪場の収支の改善というか、当然指定管理者においては、何度も申しますように、市のコストの削減が第一、次にサービス内容が住民に対して十分提供されなければならないという2点がありますが、そういう点において、駐輪場の収支の計画が、先ほど委員からご指摘がありましたけれども、収支の数字が必ずしも十分につかめない点がありますので、ここら辺は、センターにおかれても十分努力をされて、指定管理者の精神というか、趣旨を十分生かせるように、経営努力というか、企業努力をお願ひしたいという感じがしました。

以上です。

◎ 委員長 ありがとうございます。

◎ 藤田小金井市シルバー人材センター常務理事 それでは、1点目の件でございます。

確かに小金井市は、公共が62%、民間が38%程度にあって、大変公共に依存している部分が多いわけでございます。早く言うと、小金井市の事業所等が大変少なくなっております。そういう面で言うと、これからは指定管理者制度が、今回は駐輪場が導入されましたけれども、今後は、今受託しております会館等の管理等も市の方針として指定管理者制度を導入されると伺っておりますので、そういうのにつきましても、今後は当センターとすれば、引き続き現在受託しているものについては、指定管理者として指定していただきたいと考えておりますし、また、それにつきましても、当センターといたしましても、指定管理者に、対応を十分研究をし、検討をしていく段階でございます。

また、団塊の世代の方が、平成19年度以降、会員になられる年代になってまいりますので、それらの方を受け入れる受け皿ということ言えば、これからは民間の就業拡大にも努めていかなければならないというようなことも考えておりますし、そういう面で言うと、指定管理者も一つのステップといたしまして、今後は当センターで、市の業務の中でも受託できるものがあるのではないかとということで、一定この前も市のほうにご提案をさせていただいておりますので、そういう面で言うと、社団法人ということで営利を追求する団体ではございませんけれども、今後は、やはりそういう一定のものは営利を追求する、独立採算制というような考えを持ちながら対応していきたいと考えてございます。

それから、2点目の駐輪場の収入は、今、全部私どもで収入をさせてもらって、市に納付をさせていただいております。確かに■■■■委員がおっしゃるように、大体2億4,000万程度の収入があると思います。そのうちの、当センターで現在受託しているのが1億4,500万ぐらいであると思いますので、そういう面で言うと、これからも指定管理者に指定していただければ、なお一層経営努力をして、なるべく効率よい運営をしていきたいと考えております。

以上であります。

◎■■■■委員長 ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見、ありますでしょうか。

◎■■■■委員 駐輪場と言え、いつも満杯の状態と聞いておりますけれども、現在、19施設すべて満杯の状況なんですか。もしそうであれば、今後どういう対策をとられるんでしょうか。その辺、ちょっとお聞かせいただきたいんですけれども。

◎高橋防災交通課長 資料として、3枚目についております利用率等もでございます。一時使用の駐輪場につきましては、ほぼ満杯のような状況です。この利用率からいきますと、そんなに高くないような感じがしますが、雨の日等につきましては、確かに満杯になる状況はありませんけれども、晴れという状況であれば、ほとんど満杯になって、その近くにまたあふれているという状況がございます。

それから、定期使用につきましても、駅の直近にあります自転車駐車場につきましては、これまた特に武蔵小金井北第1駐輪場につきましては、定期使用の待ちの方がたくさんおられて、定期使用を得られるには2、3年かかってしまうという状況がございます。そういう意味

では、小金井市としましても駐輪場の場所を何とか確保したいということで努力しているんですが、東小金井付近については一定確保できていると思います。そういう意味では、東小金井のちょっと離れたところの有料自転車駐車場につきましては利用率が非常に低いという状況がございます。ただ、武蔵小金井付近につきましてはそういう状況にございませんので、何とかこれを確保しなきゃいけないんですが、そういう状況も非常にないという関係から、中央本線の連続立体交差事業に合わせまして、高架下等を含めた計画で、そこに一定の自転車駐車場を確保するという形でJRのほうに働きかけてございます。それ待ちというような状況はございますけれども、なおそういう場所があればということで、今でも一定の場所は見つけていくという姿勢ではございます。

◎ 委員 ちょっと教えていただきたいんですけども、定期収入というのは、月単位で幾らなんでしょうか。

◎ 高橋防災交通課長 表にも書いてございますが、おおむね1,900円でございます。

◎ 委員 これはどこの駐輪場も一緒ですか。

◎ 高橋防災交通課長 基本的にはそうなんですが、2階建てのほうがちょっと安くなっていたりとかいうところはありますけれども、基本的には一月1,900円でございます。

◎ 委員 臨時の1日というのは幾らなんでしょうか。

◎ 高橋防災交通課長 これはすべて100円でございます。

◎ 委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

◎ 委員 駐輪場を利用される方の扱いはなかなか大変だと思うんですね。おそらく気の短い人もいるし、市のほうでは、自動扱いとか、そういう設備の導入をお考えのようなどころもありまして、そういうトラブルとか、あるいはけがの対応なんか、なかなかシルバーの方、大変だと思うんですが、そこら辺の管理とか、辛抱強い対応をお願いしたいと思います。

◎ 高橋防災交通課長 そこら辺につきましても、シルバーさんとも、私どものほうの打ち合わせを毎年定例的に行っておりまして、お客さんの対応につきましても、一定研修等も含めてやらせていただいております。今言われたように、確かに平成18年度、今現在細かく分けると20施設あるんですけども、そのうちの半分に入場の機械化をしたいと考えてございます。これは、そういうトラブルを避けるということでもなく、少しでもコスト削減ということを含めて今検討してございまして、そういう方向でやっていきたいと考えてございます。

◎ 藤田小金井市シルバー人材センター常務理事 私のほうから、トラブルの関係でございましてけれども、確かにいろんなお客様がいらっしゃいますので、そういう面でいうとトラブルが起きる可能性は十分あります。ですから、私どものほうでは、平成16年、17年ということで、駐輪場管理の就業会員には接遇研修等も何回も実施してございますし、また18年度以降、指定管理者として指定いただければ、事業計画書に書いてございますように、なお一層の接遇研修、それからあとは施設を預かりますので、防火管理者の資格をとるとか、救急救命の研修を

するとか、そういうことで、なお一層、お客様に遺漏のないような対応をしていきたいと、このように考えております。

以上です。

◎**委員** ちょっと関連するんですけどね、トラブルの中で、この前の資料でありますけれども、例えば、けが、これは駐輪場関係なんか結構入っているんですね。高齢者ということもあるんですけども、いわゆる安全管理規則なんかでいきますと、やはり最初にそこにつくときとか、あるいは変わるとき、これは必ず安全教育をなささいというふうになっているんですけども、いきなり来て、きょうからこうやって管理しなさいよというんじゃないくて、いわゆる安全管理に関する取り組み、そういうのをちゃんと定期的に、あるいは毎日でも、何かやっているのかどうか、ちょっとその辺、お聞きしたいことなんですけれども。

◎**藤田小金井市シルバー人材センター常務理事** 安全管理の関係は、特に高齢者でございますので、一番重要なポイントになっておりますので、安全管理の、今13会場ですかね、そういうものをやりまして、必ず新しく就業される会員につきましても、見習い期間を置いて、その間にも十分安全に留意をするというようなこともやっておりますし、あとは、毎月会報を、うちでは事務局のお知らせというものを出してしておりますので、それにつきましても、必ず就業会員は、駐輪場だけではありませんけれども、全体に安全管理には十分留意をするようにということでは、常に記事にしてやっております。

◎**委員** 先ほどのご説明で、別紙の1で各駐輪場の見積額はわかったんですけども、こちらのほうで、例えば管理費では、水道光熱費以下内訳項目を教えていただいているんですけども、ちなみに、例えば事務費について、駐輪場の見積額はわかったんですけども、この管理費と同じような内訳が、500万ですから、口頭でもしお話できるのであれば、ご説明いただければと。

◎**小金井市シルバー人材センター片村職員** 事務費につきましては、シルバー人材センターで仕事を受けたときに、事務費規定というのがございまして、そこで6%から10%以内で事務費をいただくという形になっております。それで、こちらの駐輪場につきましては一応6%程度ということで考えて、人件費も配分金という言い方をしているんですけども、配分金と材料費を加えた、それに6%を掛けたものといった形の算出方法という形になります。

それと、事務費の仕様なんですけれども、これにつきましては、センターの運営経費で使わせていただくという形になっております。

◎**委員** これは駐輪場の事務費ではなくて、シルバー人材センターのほうの事務費ということなんですか。

◎**小金井市シルバー人材センター片村職員** おっしゃるとおり、これは一応この仕事に対して、事務費分として500万をいただくという形になります。

◎**委員** ついでなんで、人件費のほうの配分で、コーディネーター分というのは、どういった内容。

◎小金井市シルバー人材センター片村職員 コーディネーター分につきましては、やはり就業する会員が全部で100名を超えますので、その辺のとりまとめをしていただくとか、そういった方に対してのコーディネーターという形になります。

◎委員 この中で、人材センターの方がいろいろ取り仕切っているということで。

◎小金井市シルバー人材センター片村職員 シルバーの会員が。

◎委員 わかりました。

◎委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。特にございませんか。よろしいですか。

それでは、以上で武蔵小金井南第1自転車駐車場外18施設に係る関係者からの説明、質疑を終了いたします。

ここで、関係者の皆さんはご退席になります。本日は大変ありがとうございました。

(関係者退席)

◎委員長 それでは、これから武蔵小金井南第1自転車駐車場外18施設の指定管理者候補者として事業計画書を提出されております社会福祉法人小金井市シルバー人材センターを選定することについて、当委員会として審議を行っていきたいと思います。

何でも結構ですので、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。なお、これも前回と同様でありますけれども、当委員会のまとめ方としては、公募によらない指定管理者の選定について、委員会として何か意見があればその意見をつけて市長に答申することになります。

よろしくお願いいたします。

◎委員 素朴な疑問であれなんですけれども、今までいろいろ検討しているのが、まりも会とか、そういう大きな一つの団体があって、その中の一事業を指定するよと、こういうことですね。今回も人材センターというもっと大きな母体があって、それでそこにいろいろな事業があって、その中で一つだけこれを指定しようというのが、どうしてかなという、単純なあれなんですけれども。むしろシルバーセンターでこれを全部管理できていけば、何も指定しなくてもいいんじゃないかなという、逆にそんな感じもしたんですけれども、この辺はどうなんでしょうか、私もよくこの辺、ある事業の一部だけとらえて、この部分だけを小金井市で指定しようという意味が、何となく漠然とわからない部分なんですけれども、その辺はどういうことなんでしょうか。

◎伊藤企画課長 公の施設の管理をどういう方法でやるかということなので、それぞれの施設ごとに指定管理者を原則的には決めていくことになると思います。ですから、今までやってまいりました高齢者在宅サービスセンター、あるいは障害者福祉センターという個々の施設ごとのお願い先ということになるんだと思うんです。ですから、駐輪場につきましても、別にシルバーでなくても構わないわけです、法人その他の団体であれば。今までやっていただいているということで、シルバーさん、あと高齢者の方の雇用の促進ということで、従前どおりシルバ

一さんに駐輪場の指定管理者になっていただくという制度というふうにご理解いただきたいです。

◎ 委員 シルバー人材センターだけを指定管理者にしちゃうということもあり得るわけですか。それはあり得ない。

◎ 伊藤企画課長 ですから、駐輪場についてはシルバー人材センターさんだけが指定管理者なわけです。

◎ 委員 何となく、私も、この辺が……。

◎ 伊藤企画課長 質問の趣旨がちょっととらえ切れていないので申しわけないんですが。

◎ 委員 ある一部事業なんでね、どうしてかなという。

◎ 委員 シルバー人材センターの中での駐輪場の業務というのは、地域的というか、かなり特殊な気がするわけですね。それはつまり作業をしておられる要員の方々が地元だと、これは何か3交代制らしいんですよ、朝番、中番、遅番というのか。人材の調達という意味からも、おそらくこの5年間は当然これで指定されましたから、シルバーが当たるわけですけれども、今後、公開の時期において、例えばここにある株式会社、事業会社がそういう地域の駐輪場管理業務について能力があるかどうかという点は、その時点で当然審議されるわけですが、おそらくちょっと疑問があるかもしれない。つまり、指定管理者としての駐輪場業務というのを、かなり地域的な人材調達というか、そういう制約がおそらく今後ともあるかもしれない。そこら辺で、逆に言うとシルバーの仕事を十分チェックしていく必要もあるというような気がいたしました。

以上です。

◎ 委員 各委員の方の意見を聞きたいんですけども、例えば今までの指定管理業者の部分の届け出関係を、我々何件も見てきたわけですけども、やはり単体でやっているわけじゃなくて、大きな事業体の中の一部ということですよ。今回は明確ですぐわかったんですけども、ほかのところもきっとそういう状況であったのかもしれないんですけども、見過ごしていたのかもしれないんですけども、今回みたいに、例えば僕が先ほど質問させてもらって、当然各スタッフの人たちを管理するという部分での、管理の人件費が当然かかるんで、コーディネーター料という部分はわかるんですけども、ただ単純にかかった経費の6%を上乗せしているというのが事務費なんですけれども、そういう部分というのは、一般の普通の会社で言えば利益に相当する部分ですけども、そういうものを乗せていくという考え方でいいのか、それとも、市から受けたものをサービスをよくして事業を行って行って、ただ安定した事業をやっていくために、若干の予備費をもって運営していくという考え方なのか、それがちょっと、これを見ていてわからなくなったんですけども、各委員の方、どんなお考えなのかなと思いました。

◎ 委員長 ちょっと関連してなんですけれども、すみません、私、専門外ですけども。全部そうなんですけれども、今回の申請書のほうの事業計画書の4ページですか、先ほど委員

員から既に指摘されているとおりでありますけれども、収入と支出でちょうどゼロになるようにという、これは何回もありましたけれども、こういうふうにとんとんで全部ゼロになって、従来は委託料で来ているということなんですけれども、今回はそれを事業として展開すると。しかし、積極的に利益を出さないような予算をつくっていくと、こういう考え方になっているんですけれども、これはどうなんですか、ちょっとよくわからないんですけれども。

◎ 委員 結局この事業から、事務費という部分の530万がほかの事業へ回っているということですよ。

◎ 委員長 そう見ればいいわけですよ。

◎ 委員 だから、いわゆるその事業を行って、これだけかかりましたから、その分をくださいという部分で受託費をもらうんでしょうけれども、さらにプラス、我々の利益分として6%上乗せさせてくださいというような形の予算になっているわけですから。

◎ 委員 事務の委託費ですよ、530万という。委託しているわけでしょう。

◎ 委員 でも、実際に原価としては全部計上されていて、コーディネート料も、現場の経費も全部計上されていて、この事務費というのは実際はかかっていない経費。

◎ 委員 どうなんでしょうね。

◎ 委員 コーディネーター料として、人員を配置したりとか、本部のほうでかかる経費はコーディネーター料として、その人の人件費は考慮されているじゃないですか。

◎ 委員 収入の6、7%と言っていましたよね。

◎ 委員 6%。

◎ 委員 内訳がないというか。

◎ 委員 だから、これに関しては実費ではないわけですよ。

◎ 委員 不明確、実費ではないですね。

◎ 委員 だから、ほかの、例えば今まで我々が審査したところも、おそらく経費の内訳に関して、我々は質問していないですから、その中に当然潜り込まされているのかもしれないです。今回は単純明解な予算だったんで、すぐわかるわけですが。そういうのは別に問題なしとするのかどうなのかなというところ。

◎ 委員 事務の委託費と書かなきゃいけないですね、科目としては。

◎ 委員 実際には発生したことになっちゃいますから。

◎ 委員 人件費も含んでいるでしょうしね、ここの中には、いろいろな要素が含まれていると思うんですよ。ちょっと不明確というか、そういう気持ちがありますね。

確かに、収支のバランスがゼロというのは、何でだという気がするんですよ。

◎ 委員長 非常に素朴なんですけど。

◎ 委員 なぜ、収益事業じゃないけれども、収支差額というのかな、会社で言うならば利益ですよ、そういうものがないのかという気がしますけどね。

◎ 委員 私も同感ですね。利益を出す計画をつくらないと、別な意味で、従業員のメンタ

ルの部分が非常に低下しちゃうんですよね。ですから非常に重要なんですね、利益をつくるか
つからないかというのが、事業計画の中で。

最初に見たときから全部そうなんですけれども、一応ゼロ・ゼロになって、合わせてあるん
でね。

◎ 委員長 先ほどのはちょっと出ているという。それでご質問があったように、毎年80万
ぐらいという。

◎ 委員 非常にその辺、ちょっと違和感はあるんですけれども。企業ばかり見ていると
ね。

◎ 委員 これは、3回目かなんかで、だんだん形が見えてきたんだけど、各委員がお
っしゃっているように、一番大事な収支計画、3年とかそういう資料を出すような方向に、こ
の委員会なり市のほうでもある程度ガイダンスをつくっていかないと、やたら膨大な全事業部
門の収支だけがあって、肝心の指定管理をする対象業務についての収支が明確じゃないとい
うことなどを、皆さん、おっしゃっているように、おそらく収益を出さないような形で出てくる
可能性もあるんですよね。そこら辺が委員会としての的確に判断できるのかどうか、どうも材料
不足であるという感じがいたします。そういう点は、市のほうでもある程度考え方を、そうい
う方向に持っていったいて、我々が検討しやすいような数字の材料とか、単に数字のみ
ならず、事業に対する意欲なり、先ほど委員がおっしゃっているような、従業員とか、それに
携わる人間の意欲が出るようなシステムで取り組むんだという資料が出てこない、こうい
うぐあいに1社に決まっている場合はいいですけれども、何社かから選ぶというときには、どう
も材料不足になって、十分検討できんということになっちゃうんじゃないかと思うんです。

◎ 伊藤企画課長 今の件でございますけれども、本来ですと、指定期間、例えば5年なら5年
分の収支計算書は出していただくものでございます。ただ、今までやっていたものを、そのま
ま指定管理にいくということで、考え方としては19、20、21、23までですか、出させ
たとしても、同じ数字が出てくるのではないかとということで、4施設については1年分だけし
か出していただかないというふうに、全体の企画のほうと、それぞれの所管のほうで話し合っ
た結果、1年分しか出していただいております。今度募集します清里につきましては、指定
期間の2年7カ月ですか、その部分につきまして収支計算書を出していただきまして、当然金
額の多寡も選定の材料になりますので、そこは指定期間分すべて出していただきますので、よ
ろしくお願いします。

◎ 委員長 司会のほうから申し上げるのもあれなんですけれども、司会ですので、私、申し
上げなかったんですけれども、例えば、委員から、先ほど担当のシルバーさんの説明、1
カ月幾らですかという質問で、1,900円という答えが返ってきたんですけれども、例えばも
う少し、卑近な例ですけれども、私、東村山に住んでおりまして、私のところは2,000円な
んですね。しかし、学割がありまして、学生さんは1,500円にしていると。市のほうはそう
いう形でやっていると。そちらの場合もシルバーさんがやっている。ところが、いろいろな形

が出てまいりまして、非常に駅前の自転車が乱雑になってくるということで、キャパシティーの問題もあつたり、先ほども出ていましたように、受給関係が非常にアンバランスでありますから、大変ひどい状態になっているんですね。そうしますと、放置自転車が散乱すると。しかし、住民、市民のほうからは、非常にニーズが高いからもっとつくれという議論がありますね。そうすると、今度は民間さんのほうもつくっております、そちらはワンコインで、例えばいろいろな考え方がありますがけれども、8時間で100円とか、こういうのが幾つかできております。西武線の沿線のほうには時間貸しの形態とか、市のほうで従来やっているのは定期とか、いろんな形があるかと思うんですね。

ですから、従来はずっとそれでやってきたんでしょうけれども、民間はどうなっているんだとか、あるいは近隣の市はどうなっているのとかあつて、全体的にこれが妥当かどうかというのを今後出していただければ大変ありがたいと、そんな印象を持ちましたけれども、雑駁ですけども。

◎伊藤企画課長 ちょっとよろしいですか。本来ですと、指定管理者にお願いする場合、料金をとっている場合は、利用料金制にしまして、指定管理者の収入に入れていただいて、当然どんどん使っていただければ、その収入が増えるという形に本来はすべきなものでございます。ただ、自転車駐輪場につきましては、利用料金ではなくて使用料という形で、シルバーに徴収をしていただきますけれども、市の歳入のほうに入れていただくという形をとっております。なぜかと申しますと、使用料収入自体が2億幾らか入ってくると思います、全体で。シルバーさんのほうに払っている部分が、それよりも少ない委託料になりますので、そこら辺で全部シルバーさんのほうに利用料金として徴収していただくと、管理委託料、今まで払っていた委託料、逆に差額が出てきますので返していただくというふうな形になりますので、その部分は、利用料金制を今とっておりませんということがございます。

ですから、土地を借りておりますので、使用料から地主さんに地代を賃借料として払っていくということになります。ですから、利用料金制にして、どんどん収入が増えれば利用料金を下げることできるかもしれませんが、ただ、先ほど委員がおっしゃられたように、利用率が既に100%になっている部分で、そこで利用者を増やすというのは困難な状況がございますので、利用料金制はとれないという状況がございます。

◎委員長 大変失礼しました。使用料なんですね。利用料金、使用料ということで。失礼いたしました。

◎委員 先ほど伊藤課長のお話の中で、そもそも指定管理者の出発のゆえんは、箱物の公の施設の管理運営を民間に委託するという精神から発足したように思うので、その箱物に関連したことの処理については、おそらく市のほうが関与しないとだめなんだと、よくわかりませんが、そんな感じがしました。

◎委員長 それでは、結論でありますけれども、附帯意見はいかがいたしましょうか。前回と同様でよろしいでしょうか。

◎ 委員 シルバー人材センターという方が、大体従業員として現場に出ていると思うと、高齢者の、自転車って結構重いですね。そういう面でトラブルとか、安全とか、安心対策について対応していただき、そして効率のよい運営をしていただきたいと私は思うんです。

◎ 委員長 ありがとうございます。

今、委員のほうからご意見をちょうだいいたしましたけれども、それでは、武蔵小金井南第1自転車駐車場外18施設の指定管理者候補者の選定につきましては、当委員会としては、利用者にとって非常に使い勝手のよいサービスを向上するとともに、なおその特性にかんがみまして、安心、安全な、働いている方にとっても、そういうような形になるようにということの意見を付しまして、このシルバー人材センターを候補者として選定するということでまとめたいと思いますけれども、そういうことでよろしゅうございますでしょうか。ご異議ございますか。よろしいですか。

それでは、大変長時間にわたりまして、ご審議いただきましてありがとうございます。

今のような形で市長のほうに答申するということで決定いたしたいと思います。

それでは次に、次回の日程についてを議題といたします。次回の委員会予定日は4月12日の水曜日、午前10時からということで、よろしく願いいたします。

以上で本日の議事はすべて終了でございます。これをもって閉会といたします。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

(11時36分閉会)